

制定案

人頭分担金を 2025-26 年度の額に据え置く件

提案者： 第 2820 地区

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 18 条 財務事項

18.030. 会費

18.030.1. 人頭分担金

各クラブは、各会員につき、次のように RI に人頭分担金を支払う。2022-23 年度は半年ごとに米貨 35 ドル 50 セント、2023-24 年度には半年ごとに米貨 37 ドル 50 セント、2024-25 年度には半年ごとに米貨 39 ドル 50 セント、2025-26 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 41 ドル。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。2026-27 年度、2027-28 年度、2028-29 年度の人頭分担金は半年ごとに米貨 41 ドルに据え置かれるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

人頭分担金が増額され続けていることを問題視する。増額の一途をたどる RI の人頭分担金は、世界中のクラブでロータリアンの不満のもととなっており、退会を大きく助長している。新型コロナウイルスのパンデミックは、多くの組織や団体にとって経済的な困難をもたらした。そのためにも、RI の経費節減の必要性があり、結果ロータリアンの負担軽減に繋がる。RI の財政状況とロータリアンの満足度をバランスよく顧慮することが重要である。よって、RI 細則に定められているほどの半期ごとの人頭分担金の増額は必要でないと思われる。そこで、2026-27 年度より 3 年間、人頭分担金の額を据え置くことを提案する。

財務上の影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定することはできない。RI 細則は均衡予算を求めている。従って、人頭分担金を増額しないことにより、RI の運営ならびに業務内容に影響が及ぶ。